

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十号

### 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

#### 正する条例

(医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部改正)

第一条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第二条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表広島県医師育成奨学金の項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「規定する独立行政法人労働者健康福祉機構」を「規定する独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第三条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号を次のように改める。

八 独立行政法人労働者健康安全機構

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。